令和8年度仙台市交通局職員採用
Instagram 運用支援業務委託に係る仕様書

1. 業務の名称及び目的

(1) 業務名

令和8年度仙台市交通局職員採用 Instagram 運用支援業務

(2) 業務目的

近年の採用市場における競争激化や大型自動車第二種運転免許（以下「大型二種免許」という。）の保有者数の減少等により、運輸業界の人手不足が深刻化しており、仙台市交通局（以下「本局」という。）においても採用試験・選考の受験者数の減少や辞退者の増加、運輸職員の高齢化など人材確保が喫緊の課題となっている。

令和７年度は、バス運転士採用選考において、募集回数の増加や県外在住者に対する引越費用助成金の創設、バス運転体験会の実施などの人材確保策を実施した。また、高速鉄道運輸職員（駅務員・地下鉄運転士）採用試験において、年齢要件の緩和や SPI3の導入、試験日程の前倒しなどの見直しを実施した。さらに、本局公式 Instagram を開設し、採用広報の強化を図っている。

これまでも試験制度の見直しや広報活動を行ってきたところであるが、更なる受験者確保や辞退者数の抑制のためには、本局職員の仕事（バス運転士、駅務員及び地下鉄運転士）の魅力ややりがいをより多くの人に知ってもらうとともに、本局職員として働くことの興味関心をより高める必要がある。

このような状況を踏まえ、本委託業務は、本局公式 Instagram を活用した効果的な採用広報を実施し、本局職員の仕事の魅力ややりがい等の認知及び理解を促進することで、更なる受験者確保や辞退者数の抑制を目指すもの。

2. 本業務のターゲット層

(1) バス運転士

- ターゲット：15 歳～30 代の学生、若者、社会人。ただし、大型二種免許所持者は 20 代～50 代。
- 特徴：全国的にも本局においても運転士不足が深刻化しているため、年齢要件の緩和や選考回数の増加（年3回）、宮城県外在住者への引越費用助成金制度等を実施している。特に教習生や宮城県外在住者の採用に力を入れている。

  ※教習生：大型二種免許を所持していない人を採用し、本局の費用負担で免許を取得させ、バス運転士として育成する制度。

(2) 高速鉄道運輸職員

- ターゲット：15 歳～30 代の学生、若者、社会人。
- 特徴：年齢制限を 26 歳から 35 歳に緩和するとともに、公務員型の筆記試験から SPI 試験への切り替えやオンライン申請を取り入れるなど、より多くの学生や若者、社会人が受けやすい仕組みを取り入れ、受験者数の増加を図っている。

3. 委託業務の内容

3-1. 投稿の拡散、フォロワー拡大に資する施策の実施

ターゲット層の興味・関心を引きつけ、投稿の拡散やフォロワーの拡大に資する施策を企画する。企画の提案だけにとどまらず、期待される効果や実績がある場合は、フォロワー増等の具体の効果や実績を示すこと。目的の達成および課題の改善に資する独自企画がある場合は上限額を超えない範囲で見積額に含

めて提案すること。特に、Instagramを活用した受験者増加や志望度向上に直接繋がるような独自のアイデアや、効果的な情報発信の手法に関する提案は歓迎する。

3-2. コンテンツの企画・制作・納入

本局職員の仕事の魅力ややりがい等を紹介する動画や画像等のコンテンツを次の要領で企画・製作し、納入する。

① 企画・製作するコンテンツには、ショート動画を最低24本(月2回×12か月分)以上含めること。

② ショート動画については、投稿用サムネイルや投稿時の文案、ハッシュタグ案等も併せて納入すること。また、具体的な制作本数、公開時期、長さ、内容等は、受注者が提案し、発注者と協議して決定することとする。

③ バス運転士採用選考については通年での広報を実施する。高速鉄道運輸職員採用試験については、募集開始から合格発表の想定時期である上半期(4月～9月)に重点的に広報を実施する。

④ 動画や画像における撮影場所の利用調整や撮影許可等の手続は、受注者において行うこと。また、BGM等の素材の使用に関しては、著作権フリー素材を使用する等、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、受注者において手続を行うこと。ただし、本局の敷地や資材を使用する場合は、発注者にて調整を行う。

⑤ 肖像権等の問題が発生しないよう、権利処理等の手続が必要な場合は受注者において行うこと。

⑥ Instagramへのコンテンツの投稿やアカウントの管理は発注者が行う。

⑦ いずれのコンテンツもスマートフォンでの表示を前提とすること。

3-3. アカウント運用に係る支援・助言

発注者のInstagramアカウントが本局職員の受験者増加のために効果的な媒体となるよう、3-2で定めるコンテンツ発信以外の内容(アカウントのプロフィールページの作成及び投稿文、投稿タイミング、コンセプト設定等、運用全般に係る事項)について、適切かつ効果的な支援・助言を行うこと。なお、本業務に係る公式Instagramアカウントについては、発注者から受注者へアカウントのID・パスワード等の認証情報の共有は行わないものとする。

3-4. 効果検証及び事業実施報告

受注者は、以下のとおり効果検証を行うとともに、活動実績を報告すること。なお、本業務に係る公式Instagramアカウントについては、発注者から受注者へアカウントのID・パスワード等の認証情報の共有は行わないものとし、発注者が受注者へ報告時期に合わせて適宜データを共有するものとする。

報告時期

中間期:令和8年4月～令和8年8月 (報告時期:令和8年9月中旬頃)

最終期:令和8年9月～令和9年1月 (報告時期:令和9年1月下旬頃)

4. 契約について

(1) 委託期間

契約締結日から令和9年1月 31 日までとする。各業務における成果物の納期は、委託期間内において発注者及び受注者が協議して決めた日とする。

(2) 委託料の支払い

発注者は、業務完了後に検査を実施し、合格後に委託料を支払うものとし、契約書で定めるものとする。

5. 業務遂行上の留意点

(1) 受注者は、初期段階で企画・構成イメージを発注者と十分にすり合わせした上で着手すること。また、業務の進捗状況を適宜報告し、必要な指示を受けることとする。

(2) 受注者が業務の一部を再委託する場合には、事前に発注者からの承諾を得ることとし、再委託先から個人情報の漏えい等が起きないよう措置し、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。

(3) 受注者は、下記の事由が発生した場合には、速やかに発注者に届出又は報告を行い、発注者の指示に従うこと。

・業務履行体制の変更を行う場合
・業務履行に際して事故が発生した場合
・発注者から届出又は報告を求められた場合

(4) 受注者は、本業務遂行上、第三者へ損害を及ぼす恐れがある場合には、受注者の責任において損害の発生を防止するとともに、実際に損害を与えた場合には、受注者の責任及び負担において賠償すること。

(5) 成果物納入後に発生した受注者側の責めに帰する不備が発見された場合は、速やかに必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受注者負担とする。

(6) 受注者は、目的物の納入前に事故が発生したときは、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を発注者に報告し、応急措置を加えた後、書面により発注者に詳細な報告及びその後の方針案を提出しなければならない。

6. 著作権に関する事項

(1) 受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、予め著作権を有する者へ使用の確認及び加工の可否等について書面で確認を行うこととし、その費用は全て委託料の中で賄うこと。

(2) 本業務により制作された全ての成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利は、成果物の引き渡し時に受注者から仙台市交通局に移譲するものとし、その対価は契約金額に含まれるものとする。また、発注者は、本業務の成果品を、自らまたは発注者が認めた第三者が使用するために必要な範囲において無期限で随時利用できるものとする。

(3) 受注者は、成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないことを予め承諾する。

(4) 著作権や著作者人格権に関して係争等が発生した場合は、受注者の費用により受注者が対応すること。

7. その他

契約書及び本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、発注者と受注者は協議してこれを定める。